

佐世保市上下水道事業経営検討委員会条例（平成30年3月27日条例第51号）

最終改正:令和2年3月19日条例第7号

改正内容:令和2年3月19日条例第7号〔令和2年3月19日〕

○佐世保市上下水道事業経営検討委員会条例

平成30年3月27日条例第51号

改正

令和2年3月19日条例第7号

佐世保市上下水道事業経営検討委員会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第2条第1項の規定により設置される佐世保市上下水道事業経営検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の要請に応じ、次に掲げる事項について検討する。

- （1）上下水道ビジョンその他水道事業及び下水道事業に係る各種計画等の策定等に関すること。
- （2）地方公営企業としての経営のあり方に関すること。
- （3）その他管理者が必要と認める事項に関すること。

（委員）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- （1）関係団体の代表者
- （2）学識経験を有する者
- （3）その他管理者が必要と認める者

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会議の公開）

第6条の2 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、水道局において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。